

神奈川県建設業許可相談コーナー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県建設業許可相談コーナー(以下「相談コーナー」という。)の設置、運営等に関し必要な事項を定める。

(相談コーナーの設置)

第2条 建設業許可に関する県民の相談に応ずるため、県土整備局事業管理部建設業課に相談コーナーを置く。

(相談事項)

第3条 相談コーナーは、次に掲げる事項について相談に応じる。

- (1) 建設業新規許可の相談に関する事。
- (2) 建設業更新許可の相談に関する事。
- (3) 建設業変更届の相談に関する事。
- (4) 建設業廃業届の相談に関する事。
- (5) その他建設業関係の相談に関する事。

(建設業相談員)

第4条 神奈川県建設業相談員(以下「相談員」という。)は、神奈川県行政書士会会長の推薦する者で知事の委嘱する者とする。

(委嘱の任期)

第5条 前条の委嘱期間は1年以内とし、相談員に欠員を生じた場合の補充相談員の任期は、前任の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(秘密の保持)

第6条 相談員は、相談業務の遂行に際し知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、この委嘱の任期終了後においても同様とする。

(相談コーナー利用状況報告)

第7条 神奈川県行政書士会は、相談コーナーの各月の利用状況を当該月の終了後10日以内に別記様式により建設業課長に報告する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、相談コーナーに関し必要な事項は、建設業課長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。